（別紙）

「既存のサービス事業所の届出留意事項（令和６年４月）」

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項番 | サービス種類 | 変更点 | 既存事業所の取扱い |
| １ | ７６：定期巡回・随時対応型訪問介護看護  ７８：地域密着型通所介護  ７２：認知症対応型通所介護  ７３：小規模多機能型居宅介護  ３２：認知症対応型共同生活介護  ※短期利用型・介護予防も含む | 「その他該当する体制等」欄の  「高齢者虐待防止措置実施の有無」  「１：減算型」  「２：基準型」 | 届出がない場合は  「１：減算型」とみなす  ⇒減算したくない事業所は「２：基準型」で届出ください |
| ５ | ７６：定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 「その他該当する体制等」欄の  「口腔連携強化加算」  「１：なし」  「２：あり」  を新設 | 届出がない場合は  「１：なし」とみなす |
| ７ | ７８：地域密着型通所介護  ７２：認知症対応型通所介護  ７３：小規模多機能型居宅介護  ３２：認知症対応型共同生活介護  ※短期利用型・介護予防含む | 「その他該当する体制等」欄の  「業務継続計画策定の有無」  「１：減算型」  「２：基準型」  を新設 | 届出がない場合は  「１：減算型」とみなす  ⇒減算したくない事業所は「２：基準型」で届出ください |
| ８ | ７３：小規模多機能型居宅介護  ３２：認知症対応型共同生活介護  ※短期利用型・介護予防含む | 「その他該当する体制等」欄の  「生産性向上推進体制加算」  「１：なし」  「２：加算Ⅰ」  「３：加算Ⅱ」  を新設 | 届出がない場合は  「１：なし」とみなす |
| １１ | ３２：認知症対応型共同生活介護  ※短期利用型・介護予防含む | 「その他該当する体制等」欄の  「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ」  「１：なし」  「２：あり」  を新設 | 届出がない場合は  「１：なし」とみなす |
| １２ | ３２：認知症対応型共同生活介護  ※短期利用型・介護予防含む | 「その他該当する体制等」欄の  「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ」  「１：なし」  「２：あり」  を新設 | 届出がない場合は  「１：なし」とみなす |
| １３ | ４３：居宅介護支援 | 「その他該当する体制等」欄の  「情報通信機器等の活用等の体制」  を  「ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制」  に名称変更 | （注）要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うこと  ⇒居宅介護支援費Ⅰは届出がなくとも45未満となります |
| １５ | ３２：認知症対応型共同生活介護 | 「その他該当する体制等」欄の  「認知症チームケア推進加算」  「１：なし」  「２：加算Ⅰ」  「３：加算Ⅱ」  を新設 | 届出がない場合は  「１：なし」とみなす |
| ２２ | ４６：介護予防支援 | 「施設等の区分」欄の  「１：地域包括支援センター」  「２：居宅介護支援事業者」  を新設 | 従来の届出内容に関わらず、算定を行うためには、新たな施設等の区分の届出が必要 |
| ２３ | ７６：定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 「その他該当する体制等」欄の「緊急時訪問看護加算」  「１：なし」  「２：あり」  を  「１：なし」  「３：加算Ⅰ」  「２：加算Ⅱ」  に変更 | 「３：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要  既存届出内容が「２：あり」で、新たな届出がない場合は「２：加算Ⅱ」とみなす  （注）基本的に届出を行うこと |
| ２４ | ７６：定期巡回・随時対応型訪問介護看護  ７３：小規模多機能型居宅介護  ※介護予防も含む | 「その他該当する体制等」欄の  「総合マネジメント体制強化加算」  「１：なし」  「２：あり」  を  「１：なし」  「３：加算Ⅰ」  「２：加算Ⅱ」  に変更 | 「３：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる既存届出内容が「２：あり」で、新たな届出がない場合は「２：加算Ⅱ」とみなす  （注）基本的に届出を行うこと |
| ２５ | ７８：地域密着型通所介護 | 「施設等の区分」欄の  「３：療養通所介護事業所（短期利用型）」  を新設 | 「３：療養通所介護事業所（短期利用型）」に該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要となる |
| ２６ | ７８：地域密着型通所介護 | 「その他該当する体制等」欄の  「重度者ケア体制加算」  「１：なし」  「２：あり」  を新設 | 届出がない場合は「１：なし」とみなす |
| ２７ | ７８：地域密着型通所介護 | 「その他該当する体制等」欄の  「サービス提供体制強化加算」  「９：加算Ⅲイ（ハの場合）」  「Ａ：加算Ⅲロ（ハの場合）」  を追加 | 「９：加算Ⅲイ（ハの場合）」「Ａ：加算Ⅲロ（ハの場合）」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要 |
| ２８ | ７３：小規模多機能型居宅介護 | 「その他該当する体制等」欄の  「認知症加算」  「１：なし」  「２：加算Ⅰ」  「３：加算Ⅱ」  を新設 | 届出がない場合は「１：なし」とみなす |
| ２９ | ３２：認知症対応型共同生活介護  ※短期利用型を含む | 「その他該当する体制等」欄の「医療連携体制加算」  を  「医療連携体制加算Ⅰ」  に名称変更し  「１：なし」  「２：加算Ⅰ」  「３：加算Ⅱ」  「４：加算Ⅲ」  を  「１：なし」  「２：加算Ⅰイ」  「３：加算Ⅰロ」  「４：加算Ⅰハ」  に変更  既存届出内容が「２：加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「２：加算Ⅰイ」とみなし、既存届出内容が  「３：加算Ⅱ」で、新たな届出がない場合は「３：加算Ⅰロ」とみなし、  「４：加算Ⅲ」で、新たな届出がな  い場合は「４：加算Ⅰハ」とみなす。  （注）基本的に届出を行う | 既存届出内容が「２：加算Ⅰ」で、届出がない場合は「２：加算Ⅰイ」とみなし、既存届出内容が「３：加算Ⅱ」で、届出がない場合は「３：加算Ⅰロ」とみなし、「４：加算Ⅲ」で、届出がない場合は「４：加算Ⅰハ」とみなす  （注）基本的に届出を行うこと |
| ３０ | ３２：認知症対応型共同生活介護  ※短期利用型を含む | 「その他該当する体制等」欄の  「医療連携体制加算Ⅱ」  「１：なし」  「２：あり」  を新設 | 届出がない場合は「１：なし」とみなす |
| ３１ | ７６：定期巡回・随時対応型訪問介護看護  ７８：地域密着型通所介護  ７２：認知症対応型通所介護  ７３：小規模多機能型居宅介護  ３２：認知症対応型共同生活介護 | 令和６年６月から  「介護職員等処遇改善加算」（別通知参照） | 既存届出内容がいずれの場合も届出がない場合は「１：なし」  とみなす  （注）要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うこと |